

平成23年第3回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成23年5月19日 開会

平成23年5月19日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成23年第3回新十津川町議会臨時会

平成23年5月19日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第27号 工事請負契約の締結について
- 第4 議案第28号 新十津川町開拓物故功労者の合祀について

○出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
教育	長	熊田	義信	君
会計	管理者	辻山	直紀	君
保健	福祉課長	竹原	誠二	君
産業	振興課長兼			
農業	委員会事務局長	後木	祥一	君
建設	課長	岩井	良道	君
教育	次長	藤澤	敦司	君
代表	監査委員	山本	忍	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会	事務局長	加藤	健次	君
----	------	----	----	---

◎開会及び開議の宣告

(10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、平成23年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。
1番、安中経人君。2番、西内陽美君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
-

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第27号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

- 町長（植田 満君） 改めまして、おはようございます。ただ今上程いただきました議案第27号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

- 1、契約の目的青葉団地公営住宅建設主体工事（第4期）でございます。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、工事場所、新十津川町字中央。
- 4、契約金額、1億812万9千円。
- 5、契約の相手方、久保田・角谷特定建設工事共同企業体。代表者、権戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役久保田良二。構成員、権戸郡新十津川町字中央309番地23、有限会社角谷工務店、代表取締役角谷裕次。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、参考資料として、裏面に指名業者、工事の概要、履行期限を記載してございますので、お目通しを願いたいと思います。

よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第28号、新十津川町開拓物故功労者の合祀についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君 登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第28号、新十津川町開拓物故功労者の合祀について。

新十津川町名誉町民、故澁川勝石氏を開拓物故功労者として忠魂碑に合祀し、永くその事績をたたえたいので、同意を求めます。

合祀者の氏名、新十津川町名誉町民、澁川勝石。大正9年2月16日生まれ。死亡年月日、平成22年8月11日。

提案理由でございます。新十津川町開拓物故功労者及び消防等殉職者顕彰規程第3条の規定により、同意を求めます。

ご承知のとおり、名誉町民澁川勝石様は、長年に亘りまして本町の発展はもとより、地方自治の発展にもご尽力された方でございます。このご功績によりまして、昨年、平成22年9月27日に正六位の特旨叙位が下賜されまして、ご家族に伝達されているところでござ

います。このことを申し添えさせていただきまして、提案理由及び内容の説明に代えさせていただきますたいと存じます。

よろしくご審議の上、同意をたまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、新十津川町開拓物故功労者の合祀については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日付議された案件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成23年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(10時08分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員